

随意契約の結果

【令和6年6月分】役務・物品購入

独立行政法人都市再生機構西日本支社

工事、業務又は物品購入等契約の 名称及び数量等	契約担当役の氏名及びその 所属する支社等の所在地	契約を締結した日	契約相手方の氏名 及び住所	契約相手方の法人番号	予定価格	契約金額	落札率	随意契約によることとした理由	再就職 役員数	公益法人の場合			備 考
										公益法人の区分	国所管、都道府県 所管の区分	応札・応募者数	
冷却塔給水配管老朽腐食に伴う改 修作業	契約担当役 西日本支社長 村上 卓也 大阪府大阪市北区梅田 1－1 3－ 1	令和6年6月3日	近鉄ファシリティーズ (株) 大阪府大阪市中心区難波 2 －2－3	7120001014708	2,497,000円	2,310,000円	92.5%	本業務は冷却塔給水配管老朽腐食による配管の改修工事 である。近鉄ファシリティーズ(株)は保守契約を結ん でいる業者であり会計規定第5 1条3項第1号に基づき 当該業者と随意契約を行ったものである。	-				
ハービス 1 3階セキュリティシス テム用カードリーダー追加工事	契約担当役 西日本支社長 村上 卓也 大阪府大阪市北区梅田 1－1 3－ 1	令和6年6月21日	アイテック阪急阪神(株) 大阪府大阪市福島区海老江 1－1－3 1	8120001034119	1,628,000円	1,628,000円	100.0%	本業務は、アセット活用部が賃借しているビルの来客 者受付用出入口扉に、入退室セキュリティシステム用 カードリーダーを追加設置する工事である。 発注相手先業者は当機構とビルの賃貸借契約を結ん でいるビル所有者の指定業者であり、よって会計規定第5 1条第3項第1号に基づき、当該業者と随意契約を行っ たものである。	-				
社宅向けUR賃貸住宅に係るテレ マーケティング業務(令和6年6 月開始)	分任契約担当役 西日本支社 住宅経営部担当部長 村上 徹 大阪府大阪市北区梅田 2－2－2 2	令和6年6月11日	(株)アド電通大阪 大阪府大阪市北区中之島 3 －2－4	8120001060288	2,440,240円	2,440,240円	100.0%	本業務は当機構のUR賃貸住宅をPRし、入居促進を図 る業務である。当該業務には賃貸住宅の効果的なPRに 関する企画力が求められるので、専門の知識と能力を有 する広告代理店に発注することとした。業者の選定にあ たっては、企画提案競技方式によるものとし、総合的に 最も優れた企画提案を行った同社と会計規程第5 1条第 3項第1号に基づき随意契約を行ったものである。	-				
UR賃貸ショップ新多聞 設計施 工等業務	分任契約担当役 西日本支社 住宅経営部担当部長 村上 徹 大阪府大阪市北区梅田 2－2－2 2	令和6年6月10日	(株)電通ライブ 東京都千代田区内幸町 1－ 5－3	4010001050790	5,258,000円	5,258,000円	100.0%	本業務は当機構のUR賃貸住宅をPRし、入居促進を図 る業務である。当該業務には賃貸住宅の効果的なPRに 関する企画力が求められるので、専門の知識と能力を有 する広告代理店に発注することとした。業者の選定にあ たっては、企画提案競技方式によるものとし、総合的に 最も優れた企画提案を行った同社と会計規程第5 1条第 3項第1号に基づき随意契約を行ったものである。	-				
UR千里桃山台現地案内所設備・ 備品設置業務	分任契約担当役 西日本支社 住宅経営部担当部長 村上 徹 大阪府大阪市北区梅田 2－2－2 2	令和6年6月21日	(株)電通ライブ 東京都千代田区内幸町 1－ 5－3	4010001050790	1,210,000円	1,210,000円	100.0%	本業務は当機構のUR賃貸住宅をPRし、入居促進を図 る業務である。当該業務には賃貸住宅の効果的なPRに 関する企画力が求められるので、専門の知識と能力を有 する広告代理店に発注することとした。業者の選定にあ たっては、企画提案競技方式によるものとし、総合的に 最も優れた企画提案を行った同社と会計規程第5 1条第 3項第1号に基づき随意契約を行ったものである。	-				
UR賃貸ショップ茨木市駅定期建 物賃貸借契約	分任契約担当役 西日本支社 住宅経営部担当部長 村上 徹 大阪府大阪市北区梅田 2－2－2 2	令和6年6月19日	阪急電鉄(株) 大阪府池田市栄町 1－1	7120901021811	非公表	非公表	-	当該契約は募集案内業務を実施するために使用する事 務所の賃貸借契約である。 立地、規模、賃料等の条件から当該物件が最適である と判断し、当該物件に関する賃貸借契約を締結したもの である。当該業務を現在も継続中であり、引き続き当該 物件をUR賃貸ショップとして賃貸することが業務遂行 上必要であることから、会計規程第5 1条第3項第1号 の規定に基づき、前回と同一の者と随意契約を行っ たものである。	-				予定価格・契約金額